



令和6年度から介護保険料が変わります

問合せ 介護保険課介護推進担当(内線2679)

介護保険制度を安定して運営するため、65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料を改定しました。介護保険料は3年ごとに保険料を算定しており、令和6～8年度までの介護保険料の基準額は、**月額5,800円(年額69,600円)**で、保険料決定通知書は7月中旬に発送します。(県内の市町村平均年額71,064円)。

介護保険料は本人や同一世帯の方の住民税の課税状況等に応じて段階的に決定しています(下表)。

所得段階	対象者		計算式	年額保険料	
	住民税				
	本人	世帯員			
1	非課税	非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・本人の前年の合計所得金額(年金収入にかかる所得分を除く)と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額 ×0.285×12	19,900円
2			本人の前年の合計所得金額(年金収入にかかる所得分を除く)と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	基準額 ×0.385×12	26,800円
3			本人の前年の合計所得金額(年金収入にかかる所得分を除く)と課税年金収入額の合計が120万円超	基準額 ×0.685×12	47,700円
4	非課税	課税	本人の前年の合計所得金額(年金収入にかかる所得分を除く)と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額 ×0.9×12	62,600円
5			本人の前年の合計所得金額(年金収入にかかる所得分を除く)と課税年金収入額の合計が80万円超	基準額 ×1.0×12	69,600円
6	課税		本人の前年の合計所得金額120万円未満	基準額 ×1.2×12	83,500円
7			本人の前年の合計所得金額120万円以上210万円未満	基準額 ×1.3×12	90,400円
8			本人の前年の合計所得金額210万円以上320万円未満	基準額 ×1.5×12	104,400円
9			本人の前年の合計所得金額320万円以上420万円未満	基準額 ×1.7×12	118,300円
10			本人の前年の合計所得金額420万円以上520万円未満	基準額 ×1.9×12	132,200円
11			本人の前年の合計所得金額520万円以上620万円未満	基準額 ×2.1×12	146,100円
12			本人の前年の合計所得金額620万円以上720万円未満	基準額 ×2.3×12	160,000円
13			本人の前年の合計所得金額720万円以上1,000万円未満	基準額 ×2.4×12	167,000円
14			本人の前年の合計所得金額1,000万円以上	基準額 ×2.6×12	180,900円

※第1～3段階の低所得者の方の保険料は、公費を投入することで軽減しています

介護保険料の通知

令和6年度の介護保険料は7月中旬に発送します。転入・転出等による第1号被保険者資格の異動や、所得申告などによる課税状況・所得金額等の変更があったときは、年度の途中でも保険料額が変更となる場合があります。

介護保険料の納付相談

災害その他特別な事情により、一時的に保険料が納められなくなった場合は、申請により保険料の徴収猶予、減免が受けられますので、お問合せください。

※19ページに関連記事を掲載

